

告 示

埼玉県告示第五百五十二号

令和三年埼玉県告示第千八十六号で公示した公共測量は、令和四年三月二十五日終了した旨測量計画機関である埼玉県から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕